

なら歴史芸術文化村条例をここに公布する。

令和二年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

なら歴史芸術文化村条例

(設置)

第一条 歴史文化資源の活用及び芸術文化活動の振興により心豊かな県民生活の実現に資するとともに、観光、産業等の分野と連携した施策の実施により地域振興に寄与するため、なら歴史芸術文化村（以下「文化村」という。）を天理市に設置する。

(事業)

第二条 文化村は、次に掲げる事業を行う。

- 一 歴史文化資源の活用及び芸術文化活動を通じて豊かな人間性を育む場の提供に関すること。
- 二 地域農産物等の地場産品、飲食物その他物品の販売等による地域振興に関すること。
- 三 地域の歴史文化の情報の発信に関すること。
- 四 その他文化村の設置目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第三条 文化村に展示している歴史文化資源及び芸術文化に関する資料等（以下「歴史文化資源等」という。）を観覧しようとする者は、一人一回千八百円以内で知事が定める観覧料を納めなければならない。

(使用の承認)

第四条 文化村の別表に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

- 一 文化村の設置目的に違反するとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。
- 三 文化村の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第二号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなること。

五 文化村の管理上支障があるとき。

3 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。

三 使用の承認の条件に違反したとき。

四 前条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

五 公益上特に必要があるとき。

(使用料)

第六条 使用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合には、後納することができる。

(観覧料等の免除等)

第七条 知事は、特別の理由があるときは、第三条に規定する観覧料又は前条に規定する使用料（以下「観覧料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

2 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第八条 文化村の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(撮影等の規制)

第九条 文化村においては、知事があらかじめ認められた場所を除き、許可を受けずに、

撮影、歴史文化資源等の模写又は模造及びこれらに類する行為をしてはならない。

(指定管理者の指定等)

第十条 文化村の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)である法人は、主として文化村の管理を行う指定管理者になることができない。ただし、知事、副知事並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二百二十二条に規定するもの(県が出資しているものに限る。)については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 文化村の管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があつたものうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が文化村の設置目的を達成するために必要と認める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第十一条 指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて文化村の管理を行わなければならない。

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

第十二条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第二条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - 二 第四条に規定する施設、設備等の使用の承認に関する業務
 - 三 第五条の規定による施設、設備等の使用の承認の取消し等に関する業務
 - 四 第九条に規定する撮影等の規制に関する業務
 - 五 文化村の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
 - 六 文化村の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - 七 文化村の利用の促進に関する業務
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(利用料金)

第十三条 第十条第一項の規定により文化村の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。
- 4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができない。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第十四条 この条例に定めるもののほか、文化村の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十条第一項の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、第十二条第一項に規定する業務の開始に必要な準備行為を行うことができる。

（施行日以後の利用料金の額の定め）

4 施行日以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

別表（第四条、第六条、第十三条関係）

一 施設及びその使用料

控室 B	控室 A	ホー ル		施設区分 使用区分
		その他	日曜日、土曜日 及び休日	
一、八	二、六 〇〇円	円 七〇〇	円 三〇〇	午前 午前九時から 正午まで
二、四	三、五 〇〇円	円 〇〇〇	円 四〇〇	午後 午後一時から 時まで
四、一	六、一 〇〇円	円 七〇〇	円 六〇〇	午前・午後 午前九時から 午後五時まで
一、五	二、三 〇〇円	円 〇〇〇	円 二〇〇	夜間 午後六時から 時まで
三、九	五、八 〇〇円	円 〇〇〇	円 六〇〇	夜間 午後一時から 時まで
五、三	七、九 〇〇円	円 二〇〇	円 八〇〇	全日 午前九時から 午後八時まで

注

実習室	セミナールームF	セミナールームE	セミナールームD	セミナールームC	セミナールームB	セミナールームA	控室D	控室C	
〇〇円 三、九	〇〇円 一、四	円 八〇〇	円 八〇〇	〇〇円 三、一	〇〇円 二、三	〇〇円 一、七	〇〇円 一、一	〇〇円 一、三	〇〇円
〇〇円 五、二	〇〇円 一、九	〇〇円 一、〇	〇〇円 一、〇	〇〇円 四、一	〇〇円 三、〇	〇〇円 二、三	〇〇円 一、五	〇〇円 一、七	〇〇円
〇〇円 九、一	〇〇円 三、三	〇〇円 一、八	〇〇円 一、八	〇〇円 七、二	〇〇円 五、三	〇〇円 四、〇	〇〇円 二、六	〇〇円 三、〇	〇〇円
	〇〇円 一、二	円 七〇〇	円 七〇〇	〇〇円 二、七	〇〇円 二、〇	〇〇円 一、五		〇〇円 一、一	〇〇円
	〇〇円 三、二	〇〇円 一、七	〇〇円 一、七	〇〇円 六、八	〇〇円 五、〇	〇〇円 三、八		〇〇円 二、九	〇〇円
	〇〇円 四、三	〇〇円 二、三	〇〇円 二、三	〇〇円 九、三	〇〇円 六、八	〇〇円 五、二		〇〇円 三、九	〇〇円

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。
- 2 準備、練習等のためホールを使用する場合の使用料は、使用料の額の百分の七十に相当する額とする。
- 3 午後八時を超えて延長して使用する場合の使用料は、三十分につき「夜間」における使用料の額の百分の十五に相当する額とする。

二 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額